

福島ロボットテストフィールド展示会出展事業 委託仕様書

1 事業目的

展示会の出展等を通して、福島ロボットテストフィールド（以下、「RTF」という。）ひいては福島イノベーション・コースト構想を広く周知すること、さらに、より多くのRTF利用者を呼び込むことを目的とする。

2 履行期間

契約日から令和2年11月末日まで（ロボットフェスタふくしま会期終了まで）

3 事業内容

(1) 広報・販促グッズ

出展に際し、新たな広報ツール・販促グッズの提案・作成

(2) 展示会出展

上記作成した広報物、既存の広報資料等を使用し、以下の展示会にブース出展を行うこと。

また、ブース訪問者を増やすための広報も併せて行うこと。

なお、出展に係る手続きは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が行うものとする。

※各展示会の出展費用は本事業の経費に含まず、支払いは機構が行うこととする。

また、動画再生用の50インチモニターは、RTFが各展示会に発送することとする。

【出展予定展示会】

ア 国際ドローン展

（令和2年7月29日（水）～31日（金）会場：インテックス大阪）

出展費用：385,000円（税込）

出展規模：間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7m（1小間）

特記事項：英語通訳ができるスタッフを最低1名ブースに常駐させること。

イ Japan Robot Week

（令和2年10月8日（木）～11日（日）会場：Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場））

出展費用：9小間で2,970,000円（税込）（1小間330,000円（税込））

出展規模：1小間あたり間口約2.97m×奥行約2.97m×高さ約2.7m×9小間

特記事項：9ブース確保し、装飾等の作り込みを実施（県内企業と共同出展を行う想定）

共同出展者がロボット・部材等の製品を配置できるスペースを確保すること

英語通訳ができるスタッフを最低1名ブースに常駐させること。

ウ ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2020

（令和2年11月下旬開催予定 会場：ビックパレットふくしま）

出展費用：無料

出展規模：1小間（間口約2.7m×奥行約2.7m×高さ約2.1m）×6小間程度

特記事項：6ブース確保し、装飾等の作り込みを実施

ロボットの操作体験ブースの運営を行うこと

(3) (2)に係る出展・ブース運営・装飾・出展制作物等留意事項

ア 装飾

(ア) 展示会出展に伴い、ブース装飾等を自由に提案すること

(イ) 来客が立ち寄りやすい開放的な印象を持たせること

(ウ) 装飾にRTFのエンブレムとロゴを使用すること

(エ) 装飾備品、照明機器の設営・撤去をすること

イ 運搬・設置

- (ア) 機構のジオラマ（機構所有のジオラマ（約80cm×100cm×15cm）の設置、運搬
※展示会の都度、機構が発送するため、保管は不要
併せてパンフレット等の広告物も会場に運搬すること。
- (イ) 動画再生用の液晶モニター（RTFが発送）を設定・調整すること
- (ウ) (ア)(イ)のほか、RTFが各展示会場に発送する荷物について受け取りを行うこと。

ウ 当日の対応

- (ア) 受付業務（出展内容の案内、ブース訪問者数の集計等）を行うこと
- (イ) 面談シートを集計し、来場者用アンケートを実施し、その集計結果をまとめて報告すること
- (ウ) ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2020については、ブース内においてロボット、ドローンを使用し、来場者が陸海空ロボットそれぞれの操作体験ができるよう企画を提案すること。
なお、必要なロボット・ドローン（単価は概ね3万円以下とする）や周辺機器は機構で購入するので積算には加えないこと
- (エ) ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2020に係る陸海空ロボット操作体験ブースにおいては、操作体験用スタッフを最低2名ずつ（計6名）常駐させること。
また、スタッフには来訪者に対する操作補助だけではなく、ロボットの充電、セッティング、来場者の列整理等の雑務も行わせること。
- (オ) 前号について、会期前に1度、RTF側からの操作講習を受講すること。操作体験用スタッフが受講者とは別の者になる場合においては、受託者（受講者）から当該スタッフへ操作方法等を伝達すること。
- (カ) 国際ドローン展及びJapan Robot Weekにおいては、英語通訳が可能なスタッフを1名以上、ブースに常駐させること。

- (4) その他普及・理解促進に必要と考えられる活動に関する独自提案
ブース内で行う小イベントの開催に関する斬新なアイデア等、独自の企画を提案すること。
- (5) 招待状
(2)展示会について、招待状の送付を行うこと。招待状の送付先は機構と協議することとする。

4 事業実施体制

- (1) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。なお、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 工程管理を徹底するため、発注者との打合せを随時開催するように努めること。
- (3) 県はもとより、共同出展者がいる場合は、他出展者と密な連絡及び調整を行うこと。
- (4) 仕様に定めのない事項や定めた内容の解釈に疑義が生じたときは、双方協議の上決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

5 著作権等

- (1) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、機構に帰属するものとする。（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）
- (2) 受託者は、機構及び機構が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に

二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

(4) 作成物について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

(5) 作成物について、必要に応じ、編集可能な形式（P S D、E P S形式ファイル等）の電子データも納品すること

6 その他留意事項

翌年度以降も継続して使用することを前提とした装飾及び広報ツールを提案または作成すること（デザイン性に加え、耐久性や折りたたみ可等の輸送に係る利便性等も重視すること）